

協調緩和による資金供給拡大が市場の下支えに

FRB以外では3月に、カナダ銀行が2回利下げ（各0.5%ポイント）を実施したほか、BOE（イングランド銀行）も同様に2回利下げ（1回目0.5%ポイント、2回目0.15%ポイント）、豪州準備銀行も2回利下げ（各0.25%ポイント）するなど、異例の大幅利下げを行っています（前頁図表2）。

利下げ以外でも、ECBが既存の量的緩和の拡大に加え、新たに7,500億ユーロ（約89兆円）相当の資産購入プログラム導入を決定したほか、日銀もETFやJ-REITの買い入れ拡大（残高増加ペースの上限を各々年間約12兆円、約1,800億円に引き上げ）などを決定しています。

このように主要国の中銀が利下げや量的緩和の拡大などを通じて、資金供給を大幅に拡大する姿勢を強く打ち出していることは、金融市場の大きな下支え要因になると考えられます。

協調的な対策が景気・市場回復の支えに

新型肺炎の感染拡大による実体経済への押し下げ圧力に対しては、財政支出を中心とした政策対応が必要となりますが、この点についても主要各国は2月以降、相次いで対策を打ち出しています（図表3）。

新型肺炎の感染拡大後、当初はアジアの国々が中心となり景気対策を打ち出していましたが、3月に入ると欧米における感染拡大を背景に、欧米からも経済対策が打ち出されています。

特に16日のG7首脳による緊急テレビ電話会議以降は規模が大型化する傾向が鮮明となっています。米国は現金給付など総額1兆ドルの経済対策案を発表したほか、今後、対策の総額が2兆ドルに達する可能性も示唆しています。日本については現在検討中の追加経済対策が事業規模で30兆円超となることが予想されているほか、EU（欧州連合）においてはフォンデアライエンEU委員長が各国の財政赤字をGDPの3%以内に抑える規則を一時棚上げすることを発表しており、今後、更なる大型の経済対策がEU各国から打ち出される可能性が高まっています。

新型肺炎の感染拡大は現在も続いており、今後の展開は依然として予断を許さない状況ですが、こうした主要各国による協調的な金融緩和や大型経済対策は、感染終息後の景気や金融市場の回復に大きく寄与することになるものと考えています。

以上（作成：投資情報部）

図表3 各国政府が発表した主な経済政策

2月	13日	日本	緊急対策の第1弾を決定（総額153億円の新型肺炎緊急対策と5,000億円の緊急貸付・保証枠）
	18日	シンガポール	約45億ドル（約5,000億円）の経済政策を発表
	25日	台湾	台湾立法院が景気対策として600億台湾ドル（約2,200億円）を上限とする特別予算案を可決
	26日	香港	永住権を持つ18歳以上の全ての香港住民に1万香港ドル支給など総額1,200億香港ドル（約1兆7,000億円）の経済対策を発表
	28日	韓国	総額16兆ウォン（約1兆4,300億円）の経済対策を発表
3月	5日	イタリア	75億ユーロ（約8,950億円）の景気刺激策を発表
	6日	米国	トランプ大統領が83億ドル（約8,700億円）の緊急補正予算法に署名・成立
	9日	ドイツ	2021年から2024年に計124億ユーロ（約1.4兆円）の投資拡大策など経済対策を閣議決定
	10日	日本	緊急対策の第2弾を決定（2019年度予算予備費2,715億円を活用し、4,308億円の財政措置）
	11日	イタリア	経済対策として最大250億ユーロ（約2兆9,550億円）を充当するとの見通しを示す
		英国	緊急経済対策として300億ポンド（約4兆円）提出方針表明
	13日	米国	トランプ大統領が「国家非常事態」を宣言 最大500億ドル（約5兆4,000億円）を州政府など自治体の疫病対策への支援に連邦政府から支出
		G7	G7首脳が緊急テレビ電話会議
	16日	フランス	マクロン大統領が3,000億ユーロ（約35.6兆円）の融資保証を発表
	17日	米国	現金給付など総額1兆ドル（約107兆円）の経済対策案発表
		フランス	450億ユーロ（約5.3兆円）規模の企業支援導入方針を示す
		英国	総額3,500億ポンド（約45.5兆円）超の大型経済対策を発表
		スペイン	総額2,000億ユーロ（約24兆円）の支援策を発表
	20日	英国	月2,500ポンド（約32万円）を上限に月給の80%を政府が支援すると発表
	21日	米国	クドローNEC（米国家経済会議）委員長は経済対策が総額約2兆ドルになる可能性を示唆

（出所）各種資料を基に岡三アセットマネジメント作成

＜本資料に関してご留意いただきたい事項＞

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものでもありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みに当たっては、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。

皆様の投資判断に関する留意事項

【投資信託のリスク】

投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。

【留意事項】

- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

【お客様にご負担いただく費用】

- お客様が購入時に直接的に負担する費用
購入時手数料: 購入価額 × 購入口数 × 上限3.85% (税抜3.5%)

- お客様が換金時に直接的に負担する費用
信託財産留保額: 換金時に適用される基準価額 × 0.3% 以内

- お客様が信託財産で間接的に負担する費用
運用管理費用(信託報酬)の実質的な負担
: 純資産総額 × 実質上限年率2.09% (税抜1.90%)

※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。なお、実質的な運用管理費用(信託報酬)は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

その他費用・手数料

監査費用: 純資産総額 × 上限年率0.0132% (税抜0.012%)

※上記監査費用の他に、有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。

(監査費用を除くその他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。)

- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。

【岡三アセットマネジメント】

商 号: 岡三アセットマネジメント株式会社
事 業 内 容: 投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業
登 録: 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第370号
加 入 協 会: 一般社団法人 投資信託協会／一般社団法人 日本投資顧問業協会

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社が運用する公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております。投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書(交付目論見書)」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。

<本資料に関するお問い合わせ先>

フリーダイヤル 0120-048-214 (9:00~17:00 土・日・祝祭日・当社休業日を除く)